

第八章 土木建設

一 道 路

1 国 道

（）国道一 号線

近世は、讃岐街道又は金比羅道ともいわれていた。

明治に入り松山二二連隊と善通寺の第一一師団を結ぶ軍用道路として重要な意味をもつことになり、明治一八年に国道三一号線として指定され、昭和二七年一級国道第一号となり、同四〇年一般国道一 号となり、現在に至っている。

小松町内を通過している主な道路は国道二路線(九・四キ

ロメートル)、県道五路線(二〇・一キロメートル)、町道一四四路線(八五・九キロメートル)の合計一一五・四キロメートルとなつてている。

小松町内における延長は、七・五キロメートルである。

このうち改良済は国道一〇〇%、県道四〇・一%、町道五一・一%であり、舗装率については国道(一〇〇%)、県道(六一・二%)、町道(八〇%)となつてている。(平成三年度、建設課調)

川に到る約二・〇キロメートルについては昭和三四年ごろより新設改良が行われた。なお改修前は町道駅前線及び中

央線が旧国道であった。

その後、部分的に幅員拡張並びに交通安全施設等が施行された。

て行われ、その間に新しい中山川大橋も完成した。改修以前は現在の町道新屋敷線が小松町内では本線であった。

2 県道

この道は小松町の平坦部市街地を東西に縦断し、国道一九六号と本町の中心部にて交差している。また、この道路の北側に並行して、新屋敷向田地区より安井地区に到る間約七・八キロメートルの小松バイパス道路が計画されている。

(1) 国道一九六号線

国道一九六号線は、松山市大手町を起点として北条市、

今治市、東予市を経て小松町新屋敷に至る重要な幹線道路であり、小松町内の延長は一・九キロメートルである。

この路線は、大正九年四月一日『告示第一七〇号』を以て認定された県道松山今治線、同今治壬生川線、同小松壬生川線の三線が母体で、その後昭和二八年五月一八日政令第六号で二級国道松山小松線として指定され、次いで昭和四〇年三月二九日『政令第五八号』により一般国道一九六号と改められた。

小松町内の改修工事は、昭和三五年から同四〇年にかけ

○主要地方道壬生川新居浜野田線

路線認定年月日 昭和四〇年三月三〇日

路線延長 五万三八七四・五メートル

小松町内 一五六六メートル

起点 東予市 終点 宇摩郡土居町

小松町内は、全線改良され、幅員五・五メートル以上で、交通安全施設等整備中である。

○一般県道 石鎚丹原線

路線認定年月日 昭和三三年六月二七日

路線延長 一万五八四四メートル

小松町内 一万三七二三メートル

起点 小松町大字石鎚 終点 丹原町

この道路は当初は丹原千足山村線として、大正九年三月郡道に認定され、大正一〇年度より予算計画を立て改修、

表53 町道整備状況（平成3年4月1日現在）（単位m・%）

区分	全長	改良	未改良	整備率	舗装	未舗装	舗装率
1級	7,785.60	6,082.17	1,703.43	78.1	7,785.60	0	100.0
2級	6,490.07	5,320.23	1,169.84	82.0	6,490.07	0	100.0
その他	71,679.15	32,543.25	39,135.9	45.4	54,464.22	17,214.93	76.0
小計	85,954.82	43,945.65	42,009.17	51.1	68,739.89	17,214.93	80.0

4 農 林 道

5 高 速 道 路

(+) 四国縦貫自動車道（松山自動車道）

自動車専用の高速道路として、計画されている四国縦貫自動車道は、小松町の山裾を東西に縦走し（小松町内延長約7キロメートル）、妙口地区内で国道一一号線に接続するインターチェンジが、また、新屋敷地区内の小松中央公園に隣接して、サービスエリアが計画されており、平成六年の完成をめざして着々と工事が進められている。

(+) 高規格幹線道路（今治小松線）

四国縦貫自動車道（松山自動車道）と瀬戸内海大橋（西瀬戸自動車道尾道・今治ルート）の連絡道路である高規格幹線道路（小松町内延長約1・2キロメートル）は、四国縦貫自動車道妙口地区のインターチェンジに、ジャンクションにて接続され、また、国道一一号線小松バイパスには、ハーフインターチェンジが計画されている。

これらが完成すると小松町の交通網は更に変化発展するものと思われる。

町内の農道は三五七路線、延長七一・二キロメートル（一本松、新宮、新屋敷の一部は含まれていない）となっている。（産業課平成二年度調査）

(+) 林 道

林道は七路線、延長一一・五キロメートルであり、一応三メートルの幅員は確保している。が、ほとんど舗装はされていない。（産業課、平成三年四月現在調査）